

大通達甲（外事）第3号
大通達甲（備企）第9号
令和5年7月6日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警備部警備企画課長
警備部外事課長 殿
各警察署長

警 備 部 長

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行等について（通達）

令和4年12月9日に公布された国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下「改正法」という。）については、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第187号）により、令和5年6月1日から施行された。

また、改正法の施行に伴い、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第189号。以下「改正令」という。）及び国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第10号。以下「改正規則」という。）が令和5年5月26日に公布され、令和5年6月1日から施行された。

改正の背景及び概要等は下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の背景

改正法による改正前の国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「旧法」という。）は、国家公安委員会により公告された国際テロリストが、金銭の贈与、貸付け等の一定の行為をする場合には、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするなど、国際テロリストによる国内取引を規制していた。

こうした中、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融対策に関する国際協力を推進する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、令和3年8月に公表された第4次対日審査報告書において、大量破壊兵器関連計画等関係者が行う対外取引は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）により規制されているものの、国内取引については

規制がなく、仮に将来的に日本の居住者が指定された場合、これに対処できないという指摘を受けていたことから、旧法等を改正することとしたものである。

第2 改正の概要

1 改正法

- (1) 大量破壊兵器関連計画等関係者（特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者をいう。以下同じ。）が、国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1737号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の事項を官報により公告するものとし、公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者について、公告国際テロリストに対する現行規制と同様、特定の財産を処分しその対価の支払を受けること等の特定の行為を都道府県公安委員会の許可に係らしめるなど財産の凍結等の措置の対象とすることとした（国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第3条、第9条、第17条等関係）。
- (2) 金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること及び当該財産に係る債権の譲渡しを、財産凍結等対象者が許可を受けるべき行為に追加することとした（法第9条関係）。
- (3) 題名を「国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改正することとした。

2 改正令

- (1) 大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議及び大量破壊兵器関連計画等関係者の名簿を作成する委員会の設置根拠となる国際連合安全保障理事会決議を規定することとした（国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号。以下「令」という。）第2条関係）。
- (2) 規制対象財産（金銭、有価証券、貴金属、土地、建物、自動車等）として、新たに電子決済手段を規定することとした（令第5条関係）。
- (3) 暗号資産等をめぐる現下の情勢を踏まえ、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務として、暗号資産交換業者が管理する暗号資産及び電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務を規定することとした（令第7条関係）。
- (4) 国際連合安全保障理事会決議の内容等を踏まえ、公告大量破壊兵器関連計画等関係者から規制対象財産の処分等に係る許可の申請があった場合における許可の要件である大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがないことに関し、当該大量破壊兵器等の開発等の内容について、北朝鮮の関係者、イランの関係者並びに北朝鮮及びイランの関係者の区分に応じて規定することとした（令第8条関係）。

3 改正規則

- (1) 大量破壊兵器関連計画等関係者が国際連合安全保障理事会決議により設置された委員会の作成する名簿に記載された際の国家公安委員会による公告事項を規定する

(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則(平成27年国家公安委員会規則第16号。以下「施行規則」という。)第1条関係)。

- (2) 施行規則及び国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成27年国家公安委員会規則第17号)の別記様式を改正した。

第3 留意事項

改正法の施行に当たり次の点に取り組むとともに、法は、財産権等の基本的人権に深く関わるものであることから、その運用に当たってはこうした権利に十分配慮し、いやしくもこれを不当に侵害することのないようにすること。

- (1) 警察職員に対し、テロ資金供与対策及び大量破壊兵器等の開発等に係る資金供与対策の重要性並びに法、外為法等の関係法令の内容等について指導教養を徹底すること。
- (2) 法を適切かつ効果的に運用するためには、テロ資金供与及び大量破壊兵器等の開発等に係る資金供与の活動の疑いのある事案に関する情報収集・分析が不可欠であることから、こうした取組を引き続き徹底すること。
- (3) 前記(2)の活動の疑いのある事案に関する情報の収集に当たっては、金融機関を始めとする民間事業者の協力が不可欠であることから、テロ資金供与対策及び大量破壊兵器等の開発等に係る資金供与対策の重要性についての的確な情報発信に努めること。
- (4) 前記(2)の活動の疑いのある事案に関する情報の収集に当たっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく疑わしい取引に関する情報や事件・事故の取扱い等の各種警察活動を通じて把握した情報が部門を超えて的確に活用されるようにすること。

(外事課国際テロリズム対策係)

(警備企画課事件係)